

見直し提案に基づく検討

1 審議事項

社会情勢等の変化などを踏まえた見直しの検討

- (1) 災害時における個人情報の取扱い
- (2) ノーマライゼーションの実現
- (3) 性の多様性に対する配慮
- (4) 多文化共生社会の推進
- (5) 課題解決のための国際的な連携
- (6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- (7) 社会情勢変化の前文への反映
- (8) その他意見

2 社会情勢等の変化などを踏まえた見直し検討

(1) 災害時における個人情報の取扱い

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報保護の条文を大幅に見直すべき。具体的には、災害時における個人情報の活用の文言を追加した方がよい。 • 防災に関することで個人情報の取扱いについて記載すべき。 • 地域住民の自助・共助による災害に対する備えを円滑に行うことができるよう、平常時から情報の提供や地域活動を支援する旨の条文を追加すべき。 • 災害発生時、市長等は避難に関する情報を発信するとともに、市民は情報を把握し、早期の避難行動を心がける旨の条文を追加すべき。
理由	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報に関して、どのように各種名簿を管理・活用すべきかという課題が浮き彫りとなった。もしもの時の要支援者名簿等の管理・活用が重要となってくる。 • 単独世帯が年々増加し、昨年は 2115 万 1 千世帯となった。その中での孤立化が進まないような優しい言葉で条文に盛り込みたい。 • 避難行動要支援者名簿のような重要な情報は地域ぐるみでの支援体制づくりへの活用が期待できる情報だと思われるため。 • 避難情報に対する、市民の迅速な行動の重要性を理解してもらうため。

イ 該当する条文

(個人情報保護)

第26条 市長等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

※逐条解説は別冊資料1(1ページ)参照

(危機管理)

第36条の2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

※逐条解説は別冊資料1(1ページ)参照

ウ 検討内容

- ・ 条文に個人情報の利活用に関して規定することについて

エ 論点整理

- 第26条に規定している条文は、個人情報の「保護」に関して規定されているものであり、災害時の利活用とは性質が異なると思われます。
- 第36条の2の危機管理の章に条文を追加することについては、現在、策定を検討している「熊本市防災基本条例(仮称)」において、平時からの個人情報の利活用に関する条文を盛り込むことについて検討が進められているところです。
- 熊本地震を経験し、地域住民の共助の重要性が認識されたということからも、本市の自治基本条例に個人情報の取扱いについて特記することの必要性については論点の一つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) 法令で規定されている災害時の個人情報の取扱いについて

- 災害対策基本法 ※別冊資料1(1~2ページ)参照
 - ・ 第49条の10(避難行動要支援者名簿の作成)
 - ・ 第49条の11(名簿情報の利用及び提供)
- 個人情報保護条例 ※別冊資料1(2~3ページ)参照
 - ・ 第8条(利用及び提供の制限)

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における「個人情報」に関する規定は以下の通りです。

都市	「個人情報」に関する規定
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> 市長等及び市議会は、市民の基本的な人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じる。
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 市は、保有する個人情報について、適切な保護を図る。 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができる。 市は、市民からの上記請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じる。
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> 市は、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を厳正かつ適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないようにしなければならない。
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱う。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> 市は、条例に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければならない。
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱う。

○ 個人情報の取扱いについては、自治基本条例のある政令指定都市 6 都市全て規定しています。

○ 条文は個人情報の「保護」について規定したものであり、個人情報の「利活用」にいて積極的に言及している政令指定都市はありませんでした。

(ウ) 熊本市防災基本条例（仮称）について

○ 熊本市防災基本条例（仮称）の策定にあたっては、避難行動要支援者への支援として、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平時からの地域の自主的な支え合いの取組を支援することや、避難行動要支援者の避難支援のため、平時から避難支援等関係者へ情報提供に関する条文を盛り込むこと等について検討が行われています。

(2) ノーマライゼーションの実現

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・「高齢者」「がんや認知症などの病気のある方」「障がい者」も参画できるように見直すべき
理由	・どのような状態であっても参画できるような配慮が必要であるため。また、参画には当事者として発信することも重要であるため。

イ 該当する条文

（参画の原則）

第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

※逐条解説は別冊資料1（3ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文中に高齢者や障がい者等、様々な方が参画できるような記載を追加することについて

エ 論点整理

- 自治基本条例第2条において、「市民」とは「住民」、「本市の区域内に通勤し、又は通学する者」、「本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」のいずれかに該当するものと定義しており、**現行の条文においても、年齢や障がいの有無にかかわらず、当然に市民は参画によるまちづくりに取り組むことを想定**しています。
- 条文中に**どこまで具体的な文言を追加するのか**等については論点の一つとなるかと思われます。
- どこまで具体的に追加するかを検討する際に、次項の第27条第2項を改正するという選択も考えられるかと思われます。

（参画の原則）

第27条（省略）

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

- あるいは、年齢や障がいの有無にかかわらず、**市民は例外なく参画するということ**を分かりやすく示すため、「**男女が**」を「**全ての市民が**」と**変更**するということも考えられるかと思われます。
- 条文は変更せず、参画によるまちづくりに取り組む市民は健常者に限らず、障がいのある方や高齢者を含むという旨を**逐条解説において分かりやすく示す**ということも考えられるかと思えます。

オ 参考

(ア) ノーマライゼーションとは

- デンマークで発祥した社会福祉理念であり、厚生労働省ではノーマライゼーションを「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」という理念であると定義しています。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例において個々人の身体的状況等に焦点をあてている規定は以下の通りです。

都市	個々人の身体的状況等に焦点をあてている規定
熊本市	・なし
川崎市	・なし
静岡市	・まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。
札幌市	・市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
新潟市	・なし
北九州市	・基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち(すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわりなく人として尊重されるまちをいう。以下同じ。)を実現することを旨として行われなければならない。

- 個々人の身体的状況等に焦点をあてている条文については、自治基本条例のある政令指定都市6都市中3都市に規定されています。

(ウ) 熊本市の現況・参画の取組

※別冊資料2(1~2ページ)参照

(3) 性の多様性に対する配慮

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・条文中の「男女が共同して」という記載を「全ての市民が共同して」という記載に見直すべき。
理由	・性の多様性に配慮する必要があるため。
その他	・一般に「多様性」の言葉は、社会における人種や男女間の格差（ジェンダー）、性的少数者などに関する議論の中で使われる。多様性ある文化の構築を進める態度は今後一層尊重されるべきである。

イ 該当する条文

（参画の原則）

第27条（省略）

2 参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。

※逐条解説は別冊資料1（3ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文中の「男女」という記載を性の多様性に配慮した記載に変更することについて

エ 論点整理

- 「男女」という文言は、法律では「男女共同参画社会基本法」、国が策定する基本計画として「男女共同参画基本計画」、内閣府の内部部局の一つである「男女共同参画局」等、法令・取組・組織名等においても広く用いられています。
- 第27条に規定する参画の原則において、男女という表現を用いているのは、男女共同参画社会の推進を表現したものと解される²ところ、条文を変更することによる表現趣旨への影響も論点の一つとなるかと思われます。
- しかし、男女共同参画社会の推進については、別に熊本市男女共同参画推進条例があることから、この条例においては「全ての市民が共同して」のように広い意味をもった文言にするかどうかということも論点の一つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) 男女共同参画社会とは

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義されています。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における性別に関する規定は以下の通りです。

都市	性別に関する規定
熊本市	・参画による市政・まちづくりは、男女が共同して取り組みます。
川崎市	・なし
静岡市	・まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。
札幌市	・市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
新潟市	・なし
北九州市	・基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち(すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわりなく人として尊重されるまちをいう。以下同じ。)を実現することを旨として行われなければならない。 ・市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員(以下この条において「委員等」という。)を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

- 性別に関する条文の記載については、自治基本条例のある政令指定都市6都市中4都市に規定されています。

- 条文において性の多様性に対して言及している政令指定都市はありませんでした。

- 他政令指定都市の条文においては、主に両性の平等に関して規定されており、男女共同参画社会の推進や女性の活躍について記載されていると考えられるものとしては、本市のほかに北九州市において付属機関の委員選任に関する条文中に規定されています。

(ウ) 熊本市の取組等

※別冊資料2(2~4ページ)参照

(4) 多文化共生社会の推進

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	<ul style="list-style-type: none">・人権に関して、コミュニティづくりの中で「異なる文化や価値観を認め合う」という文言を盛り込む。・条例の文言を「異なる文化・多様な文化やその価値観を認め合う」という文言に改めた方がよいのではないか。
理由	<ul style="list-style-type: none">・地域差はあるものの、外国人居住者も増えてきて、特に災害時に格差を生じさせないようにするため。・世代間に価値観が違うことに加え、地方創生による移住意欲の向上によって、異なる文化が入り混じる可能性があると同時に、外国人の移住も考えられるため、異文化・多文化社会になる可能性があるため。
その他	<ul style="list-style-type: none">・(多様性社会の到来に際して) 条例を見直す中での位置づけとしては、“市民” “住民” の範囲、国籍などによる条例の対象をどのように定める（限定する）かという議論に結び付くと思う。憲法や諸法令を基礎に据えた上で、条例の規定を考えていくことになるだろうか。

イ 該当する条文

(地域コミュニティ活動)

第32条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

※逐条解説は別冊資料1（3～4ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文に「多文化共生」に関して記載することについて

エ 論点整理

- 自治基本条例第2条において、「市民」とは「住民」、「本市の区域内に通勤し、又は通学する者」、「本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」のいずれかに該当するものと定義しており、**本市に居住する外国人住民についても当然に「市民」**であり、互いを十分に尊重しながらコミュニティ活動を行う必要があることをうたっており、多文化共生の概念を既に盛り込んでいると解されます。
- ただし、現行の条文においても「互いに十分に尊重しながら」と記載があるものの、自治基本条例制定時において多文化共生社会については議論がなされておりましたので、この機会に改めて検討することも考えられるかと思えます。

オ 参考

(ア) 多文化共生社会の推進に関する規定について

- 多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より）と定義されています。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における「多文化共生」と関連があると考えられる規定は以下の通りです。

都市	「多文化共生」と関連があると考えられる規定
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み出すまちづくりを行うものとする。 ・まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重しなければならない。
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・【前文】「(省略) 私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたい(省略)」 ・市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 ・市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・【前文】「(省略) 私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。(省略)」
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

- 「多文化共生」という用語を条文中に明記した政令指定都市はありませんでしたが、6都市中5都市において多様な文化の共存や人権の尊重について規定していました。

- 特に、静岡市は逐条解説においても「本市においても外国人市民が増加する中、地域社会における外国人市民の果たす役割がより一層増すことが予想されますので、日本人、外国人の区別なく文化や習慣の異なる人たちが共存共生意

識を持ち、今までにない価値を創り出していくことが、これからのまちづくりにとって大変重要である旨を示しています。」との記載があり、多文化共生の概念をより盛り込んだ条例となっていると思われます。

- (ウ) 熊本市における在留外国人の状況・熊本市の取組
※別冊資料2（4～5ページ）参照

(5) 課題解決のための国際的な連携

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・「地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため」という文言を「持続可能な開発目標等での世界規模の課題の解決」か「グローバルな課題の解決」という文言にすべきと考える。
理由	・SDGs（持続可能な開発目標）を自治基本条例に盛り込んだ方がいいと考えるため。
その他	・最近、国連によるSDGsがマスコミなどで取りざたされるが、それは、人類の社会経済全般に及ぶ全方位目標群ともいえる。この目標群全体を自治基本条例に謳おうとすることは、あまりにも範囲が広すぎかえって条例の目的や規定の焦点をぼやかしてしまうのではないか。むしろ目標群の中で自治に関わる事項があれば、それを抽出的に条例に反映させるような取り上げ方が望ましいと思う。

イ 該当する条文

第9章 国、他の地方公共団体等との連携

第39条（省略）

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

※逐条解説は別冊資料1（4ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文に「SDGs（持続可能な開発目標）」に関して規定することについて
- ・課題解決のための連携について条文を改正することについて

エ 論点整理

- 熊本市は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて積極的に取り組んでいるところですが、SDGsは2030年までの目標であり、自治基本条例において時限的な用語を条文として明記することの必要性は論点の一つとなるかと思われます。
- 持続可能な社会を構築するという概念については、現行の自治基本条例においても、第3条第6号で自治の基本理念として「将来にわたる持続可能な社会の実現」を掲げています。

（自治の基本理念）

第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします

(1)～(5)（省略）

(6) 将来にわたる持続可能な社会の実現

※逐条解説は別冊資料1（4ページ）参照

- 条文において例として明示している「共通する課題」は、「地球環境の保全」のみであります。逐条解説に具体例が示してある通り、広範囲の課題について解決のための連携に努めるとしているものです。

オ 参考

(ア) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

- 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、**2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標**のことです。

- 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例において「持続可能」という語句を用いている規定は以下の通りです。

都市	「持続可能」という語句を用いている規定
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければなりません。 ・市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければなりません。
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

- 自治基本条例のある政令指定都市6都市のうち3都市において「持続可能」という語句を条文中に用いていました。

(ウ) 熊本市の取組等

※別冊資料2（6～7ページ）参照

(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・DXに対応した文言を検討した方がよい。 ・参画の定義にオンラインでの参加を含めることを検討した方がよい。
理由	・DXによって、デジタルを活用した取組が増えているため。
その他	・最近、社会の様々な場面でICT＝情報通信技術の利活用が進んでいるが、便益が大きい一方情報管理等にリスクを孕んでいることも事実である。それはメリットとデメリットの両刃の剣であり、人々に無条件の高度なサービスを提供するものではない。とはいえデジタル化は着々と社会の隅々に浸透しつつあり、今後は行政部門においても地域レベルの諸活動においても、一定のICT化は避けられない。とすれば、自治の諸場面で適切な情報通信技術の高度化を図ることについて、行政に新たな任務が課せられたとしなければならぬ。このような認識に立って条例を読めば、市民の参画や協働の円滑化を図る取り組みの中で、リスクの管理に留意しつつ円滑なデジタル化の推進意義を評価する方向で見直すことが適切かと思われる。

イ 該当する条文

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1)～(3) （省略）

(4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。

※逐条解説は別冊資料1（4ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文中にDXの概念を盛り込むことについて

エ 論点整理

- 市民参画の手法については、現行の自治基本条例においても第30条第2項で規定しており、効果的な手法としてデジタルの活用を進めております。

（市民参画・協働のための仕組み）

第30条 （省略）

2 市長等は、**それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択する**とともに、これを公表し、実施します。

※逐条解説は別冊資料1（4～5ページ）参照

- 市民による参画には様々な手段があるなかで、デジタルの活用やオンラインでの参画といった、その中の一つの手法について条文中に明記する必要性があるのかについては論点の一つとなるかと思われます。

- 条文の変更を行わないという場合であっても、逐条解説において記載することの必要性については論点の一つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) DX（デジタルトランスフォーメーション）とは

- 熊本市行政サービスDXアクションプランにおいては、DX（デジタルトランスフォーメーション）を「環境の激しい変化に対応し、デジタル技術とデータを活用して、業務そのものや組織、プロセス、文化を変革し、行政サービスをより良いものに変革すること」と定義されています。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 他政令指定都市の自治基本条例において「デジタル」や「オンライン」という語句を用いている規定はありませんでした。
- 他政令指定都市の自治基本条例における「参画」「参加」の定義については以下の通りです。

都市	「参画」「参加」の定義
熊本市	・施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
川崎市	・市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。 ※「参加」の定義
静岡市	・定義なし
札幌市	・定義なし
新潟市	・政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
北九州市	・定義なし

- 自治基本条例のある政令指定都市6都市のうち3都市において「参画」「参加」について上記の通り定義していました。

(ウ) 熊本市における参画の手法・デジタル活用の取組等

※別冊資料2（7～10ページ）参照

(7) 社会情勢変化の前文への反映

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・自治基本条例の前文に「これまで、リーマンショックや新興感染症などのグローバルな出来事が地域社会に影響している。」という文言を追加した方がよい。
理由	・新型コロナウイルスの影響に関連した庁内意見が出されたが、これは、新型コロナウイルスの影響を含むグローバルな出来事が、直接、地域社会に影響が出ているからであると思うため。

イ 前文

※前文は別冊資料1（5ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条例制定後の社会情勢の変化を前文に反映させることについて

エ 論点整理

- 前文とは、「法令の各本条の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べた文章」※であり、前文は法制定の趣旨をうたう文章であるため、「前文が改正されることは多くない」※とされています。

※法制執務研究会「新訂 ワークブック法制執務 第2版」
（株式会社ぎょうせい 2018 P175-176）

- リーマンショックや感染症の感染拡大といった条例制定後に起こった事象について、前文に記載するかどうかについては論点の一つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) 前文の改正について

- 前文は法律の一部であるため、必要が生じれば、他の条文と同じように改正することが可能です。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例の前文を別冊資料1（5～8ページ）に記載しておりますのでご参照ください。

(8) その他意見

ア 委員からの意見内容（要約）

- ・ 条例の見直しが必要であるとする提案ではありませんでしたが、参考とすべき事項として以下のような意見がございました。

1	地球環境の悪化（前文・第3条・第6条） <p>地球温暖化は大雨と干ばつの頻発にもつながる「気候危機」と呼ばれる待ったなしの大問題となっている。また、廃棄物特にマイクロプラスチックの拡散による大気や海洋の汚染は、人体への悪影響が懸念される。</p> <p>ここで、地球規模の環境汚染が地域では対応できないという見方があれば、直ちに改めなければならない。即ち、家庭から排出されるゴミや日々の買い物に付随するプラスチック類を減らすことは、地球環境悪化を食い止める第一歩だ。大げさでなく、今や個人の生活は地球環境に直結しているという認識に立って、大きな問題に小さな（身近な）ところから始める姿勢を保つ必要がある。</p> <p>本条例では、市民の社会生活上の心構えや責務を少し具体的に規定することが望ましいかもしれない。</p>
2	予測できない事態の発生と社会生活や経済活動（前文） <p>新型コロナウイルスが終息しても、同様のウイルス等感染症が発生する危険は除去できない。現在の対処を続けるばかりでは、将来的に市民生活の安心を求めることは難しい。今は「新型コロナが終わりさえすれば元に戻る（だろう）」という安易な考えを捨てねばならない。</p> <p>予測できない事態という点では、新型コロナと自然災害の発生は同じ括りが可能であり、私たちは社会生活や経済活動の停滞リスクに備える態勢づくりが必要だ。然し今日の風潮で、市民はノーリスクを求め、行政は無理にも応えようとする。一方、いざ緊急な事態が発生したとき、行政から提供される情報は少なく、市民も行政を信頼せず、その結果事態の軽減に結び付かない状況がある。</p> <p>私たちは、行政と個人、また個人と個人の垣根を低くして、互いに信頼し協調する姿勢を必要としている。とはいえ「仲良くしましょう」の単純な掛け声は無力で、社会を構成する一人ひとりの自立が重要だ。</p>
3	市民のニーズに副った行政施策の提供（第14条） <p>この項は、最近の事例から若干の説明を加えて理解の助けにしたい。</p> <p>今年初に熱発した私は、市相談窓口で電話した。然し、検査できる所を訊ねても、担当氏は「いけない」の一点張りでも有効な情報は得られず、結局かかりつけ医でPCR検査を受けた。私には窓口職員の対応の冷たさのみが残った。これは即ち、市のコロナ対策の態勢づくりが、供給サイドの事情でなされたせいではないか。</p> <p>すべて行政施策が実施される時は、受益側に立った視点でニーズ（デマンドではない）に応えることが、提供者に共通して求められる態度だと思う。この事案を一般化して条例の中に据えたとすれば、政策の実施で効率と効果を高めつつ、市民に対するレスポンスビリティを謳うこととなるだろうか。</p>
4	更なる高齢化・独居化の進行（第32条） <p>私の町内で世帯主の平均年齢は65歳を超え、その中で一人暮らしも増えている。いきおい救急車の利用も少なからずみられ、目下の懸念は孤立死の発生といっても</p>

	<p>過言でない。手元資料で市内の高齢者人口比27%という数字があり、今後一層進行していくと見られている。ここで、私が認識する問題点は、高齢化それ自体ではなく健康寿命の長短であり、一人暮らしが問題なのでなく生きがいある暮らしができるかどうかである。そしてその上で地域社会を如何に維持していくかが、自治の基本的命題となる。条例の中でその規定を設けるとすれば、今後とも続く高齢化の進行を受け入れた上で、地域社会の自立を図ることの重要性を盛り込むことが適切かと思われる。</p>
5	<p>近隣コミュニケーションの劣化（第32条）</p>
	<p>当町内では、元々近所づきあいが比較的浅い傾向にあったが、高齢化・独居化の進行に伴い、前項に記した懸念材料も増えている中、親族が亡くなっても隣近所にすら知らせようとしめない場合もあるなど、地域社会の繋がりが極めて希薄になっている。この2年は、新型コロナウイルスの流行で外出を控える人も多く、公民館活動はほぼ停滞している。このような状況に対処するため、当自治会では町内の相互連絡機能を維持すべく、ZOOMによるミーティングやLINE公式アカウント開設などの取り組みを行っている。然し、現時点ではICTを利用した活動に取り残される一定の人が生じてしまうことも否めず、根本的な改善のためには、一人ひとりが地域社会の中で他者との繋がりを認識できる地域づくりが必要だ。</p> <p>このような近隣コミュニケーションの劣化が、当町内の他に多くの地域で見られるとすれば、条例の見直しに盛り込む意義はあると考える。</p>